

# 一般社団法人 日本セパタクロー協会

## 処分規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本セパタクロー協会（以下、「本協会」という。）による懲戒処分に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用対象)

第2条 本規程は、倫理規程第2条に定める者に対し適用する。

### (関係者の基本的責務)

第3条 処分対象行為（「処分対象行為」の定義は本協会の倫理規程第5条による。）及び処分の内容は、本協会の倫理規程による。

### (事実調査の開始)

第4条 倫理委員会は、次に掲げる場合には、処分対象行為の有無及びその内容について調査を開始することができる。

- (1) 暴力等相談窓口から事実調査を付託されたとき
- (2) その他、倫理委員会が処分対象行為が存在すると思料したとき

### (事実調査権限及び関係者の義務)

第5条 倫理委員会は、処分対象行為の有無及び内容に関する事実調査にあたり、事実調査の対象者（以下、「審査対象者」という。）及び当該事案に関係する者に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

- 2 審査対象者を含む本協会の関係者（「関係者」の定義は本協会の倫理規程第2条による。）は、前項の事実調査に協力する義務を負う。

### (処分答申)

第6条 倫理委員会は、事実調査をふまえ、審査対象者の処分の要否及び処分内容を検討し、これらの検討結果を書面により、理事会に答申しなければならない。

### (処分の基準)

第7条 倫理委員会は、処分内容について、本協会の倫理規程第5条に定める処分の種類の中で、以下の各号に定める事情を考慮して適切な処分を答申する

よう努める。

- (1) 処分対象行為の態様（故意か過失か、態様の悪質性、偶発的か計画的か、主導的か従属的か等）
- (2) 処分対象行為の動機
- (3) 違反者の地位・立場，被害者との関係
- (4) 処分対象行為により発生した結果の重大性
- (5) 被害者側の事情
- (6) 被害の回復の程度
- (7) その他情状に関する事情

（弁明の機会の付与）

第 8 条 倫理委員会は、審査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 審査対象者は、倫理委員会に対し、弁明を記載した書面及び証拠資料を提出することができる。

（処分決定）

第 9 条 理事会は、倫理委員会の答申を受けて、処分の要否及び処分内容を決定（処分を不相当とする場合にはその旨の決定）しなければならない。

- 2 当該事案の利害関係人は、処分の要否及び内容を決定する理事会の審議に加わることができない。
- 3 理事会は、処分の要否及び内容を決定するにあたり、審査対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 4 理事会は、審査対象者を処分する場合、以下の事項を当該審査対象者（違反者）に対して書面で通知しなければならない。
  - (1) 審査対象者の表示
  - (2) 処分内容
  - (3) 処分の対象となった事実
  - (4) 処分の理由
  - (5) 不服申立てに関する説明

（処分の効果）

第 10 条 前条の処分の効果は、次の時点で生じるものとする。

- (1) 前条第 4 項の通知が審査対象者に到達した時
- (2) 処分を受けた者が音信不通の場合には、理事会による処分の決定がなされた日から 2 週間が経過した時
- (3) 前条第 4 項の通知を送付した後、合理的な期間を経過してもなお到達が確認できない場合には、同通知を送付した時

(不服申立て)

第11条 処分を受けた者のうち、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第3条第3項に規定する競技者等に該当する者は、理事会が行った処分に対し、スポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁を申し立てることができる。

(所管部門)

第12条 本規程に関する事項は、倫理委員会が取り扱う。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

付則

- 1 本協会の規則集第6章37.3項～38項は廃止する。
- 2 本規程は、令和3年3月29日から施行する